

第三者評価結果

事業所名：聖美保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童福祉法や保育所保育指針などの趣旨を踏まえ、更に園の保育理念や保育方針、保育目標を念頭に置いて作成しています。子どもの発達過程を乳児・1歳児未満、1歳児以上3歳児未満、3歳以上児の3段階に分け、それぞれの保育のねらいと内容を記載しています。また、園の特徴として両親のどちらかが外国出身の子どもや配慮が必要な子どもが多く在園している事、コロナ禍により保護者のリモートワークが増加している事などの環境の変化、生活基盤の変化を勘案して作成しています。計画の作成は、クラスリーダーや主任などリーダー層が中心となって、多角的な視点を持ちながら作成するようにしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> エアコン、加湿器、空気清浄機、扇風機などを設置し、各クラスに設置している温湿度計を用いて適温・適湿度が保てるようにしています。園庭と屋上には屋外用の温湿度計を設置し、戸外で遊ぶ前には気温を測定して安全に遊べるようにしています。また、日々の清掃に加え、感染症の流行る時期には、次亜塩素酸を用いた消毒を子どもが使用した玩具、施設の細部まで入念に行っています。しかし建物の老朽化や、十分な広さが確保できないなど課題も見られます。午睡の場の広さが充分でない、本来は分けた方が良く、遊ぶ、食べる、寝る場所が現状は同一の場であるなどの課題が存在しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時に記入してもらった児童票や健康調査票、個別面談からの情報などを用いて子どもの実態を把握し、情報共有して子どもに合わせた保育が行えるようにしています。外国籍の子どもが多数いるため、言葉が障壁にならないように、絵カードや写真など視覚的にわかりやすいものを使ったり、子どもも馴染めるようにスキンシップを多く取るなど工夫をしています。まだ言葉での感情表現が難しい乳児への対応も子どもの気持ちに寄り添えるように関わっています。職員間でも月に一度、子どもの様子を共有する会議を設け、園全体で子どもを見守るようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもが基本的な生活習慣を身につけていくために、離乳食は個々の発育状況に合わせて、クラス担任や栄養士が保護者と面談をしながら慎重に進めています。トイレトレーニングの時期は、家庭での進展状況を保護者と連携を取り、相談しながら進めています。スプーンやお箸の使用も栄養士と保育士が連携し、一人ひとりの子どもの発達に合わせてスケジュールを組んでいます。衣服の着脱も意欲のある子どもには自発的にできるよう支援しています。休息と活動のバランスが取れるように年齢や集団に合わせた活動を設定し、食事や午睡時間も考慮しながら進めています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
<p><コメント> 子どもに希望の玩具を聞きながら用意するなど、主体的に遊べる環境を整えています。子どもの興味を制作に取り入れたり、遊びの展開を子どもと相談するなど、子どもが遊びや活動を考えられるようにしています。天気の良い日は近隣の公園に散歩に出かけ、花を觀賞したり虫を観察したり、春には桜、秋にはどんぐりに触れ、季節を感じられるように配慮しています。年長児は年に一度、近隣の保育園と交流会を設け、地域の人と接する機会にしています。保育室のスペースに余裕がないため、それぞれの子どもたちが自発的に遊びをしたり、様々な表現活動ができる環境整備が充分でなく、更なる工夫が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児の部屋は床や壁に緩衝材を使用し、転倒してもけがのないよう配慮しています。壁や棚には子どもたちの興味を引くような玩具を用意し、自分で自由に手に取れるようにすることで子どもの欲求を満たせる環境づくりをしています。天気の良い日にはバギーに乗ったり、保育士と手をつなぎながら園周辺を散歩し、自然と触れ合う機会を作っています。発育の著しい時期なので子どもの様子は保護者と連絡帳や送迎時の会話で情報共有するように努めています。また、離乳期の子どもに対しては栄養士を交えた面談をし、無理のない段階的な進め方ができるよう配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが安心して自発的な活動ができるよう配慮しています。自由遊びの際は使いたいものや遊びたい遊びなど希望に添った活動ができるようにしています。室内遊びでは、ぬいぐるみやままごとのためのお皿や食べ物、粘土、乗り物などが整備され、見立て遊びやごっこ遊びのための材料や玩具を揃えています。散歩で自然と触れ合う機会を作ったり、室外での砂場遊びや水遊びができる環境を整えるようにしています。送迎時の保護者とのコミュニケーションや連絡帳でのやり取りは引き続き行い、保護者と良好な関係を築きながら、子どもの成長を共に見守れるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> クラスの様子に合わせて、保育をする上で適切な環境になるよう配慮しています。室内に用意している玩具の種類や家具の配置などは毎年見直し、動線や安全性を考慮して適した環境を考慮しています。保育の内容に関しては、集団遊びを通じた仲間意識の芽生えや、ワークなどを通じた集中力の養成など、年齢に合わせた成長ができるように指導案に盛り込んでいます。外遊びでは登り棒などの遊具を使った遊びや屋上でのプール遊びなど安全性を確保しながら成長する環境を提供しています。周辺地域の小学校に見学に行く機会を設けていましたが、現在コロナ禍のため実施できていません。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 園舎には階段が多くあり、バリアフリー構造にはなっていません。子どもの気持ちに寄り添いながら、保護者との面談を踏まえて今後の関わり方を決めていくなど、家庭と連携した保育を心掛けています。また、子どもの発達について不安がある保護者と個別の面談の機会を設け、時間をかけて保護者の不安を解消できるようにしています。その他、年に3回、民間の機関による巡回指導があり、保育士の中で気になる子を外部からも見守る形を取っています。今後は、障害のある子どもが一人で過ごせる場所の確保や気になる子が増えている中、そうした子どもの保育について職員が研修を受け、必要な知識や情報を得る取組が期待されます。</p>	

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
--	---

<コメント>
長時間保育が必要な子が落ち着いて過ごせるよう、子どもの様子を見て声をかけたり子どもの希望を聞くなど、ゆっくり過ごせる環境を整えています。また、長時間保育ではないものの早朝から登園している子が日中眠くなるようであれば、布団を用意して体を休める環境を作るなど、子ども一人ひとりの生活に合わせられるよう配慮しています。夕方の16時から2階は、0歳児と1歳児、2歳児と4歳児、1階は3歳児と5歳児の合同保育を行っています。延長保育が必要な場合は捕食を用意して、お迎えまで空腹を感じないようにしています。引き継ぎについても検温表兼伝達表に伝達事項を書き、確実に引き継ぎを行っています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	---

<コメント>
全体的な計画の中に小学校との連携が明記されています。園では、地区の幼保小連絡会議や年長児先生交流会に参加し、子どもの就学に向けて、小学校に関する情報入手を行っています。子どもが小学校近辺を散歩したり、近隣の保育園と交流することで、同じ小学校に進学する児童と関わる機会を設けたり、小学校への進学がスムーズにできるよう配慮しています。現在はコロナ禍のためできていませんが、以前は小学校に訪問し、小学生と関わる時間も設けていました。また、保育要録とは別に、小学校の担任から連絡を受け、電話や対面で子どもについて引き継ぎを行うなど円滑に就学ができるようにしています。指導計画にも小学校生活を見据えた内容を盛り込み、食事の時間を意識したり、徐々に午睡時間を短くしたりなど配慮しています。

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
--------------	---------

【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
---------------------------------------	---

<コメント>
川崎市の定める健康管理マニュアルに基づき、朝の受け入れ時に、検温(家庭と園で実施)や視診による健康観察を行っています。視診だけでなく、変わったところがないか保護者に口頭で確認しています。担当職員も気になる箇所があればその場で保護者へ確認するようにしています。日中に変った様子がないか確認し、あればその旨を保護者に伝えられるようにしています。日中の事故や怪我は保育日誌や情報共有アプリで全職員に周知しています。入園時には健康調査票を記入してもらい、既往症や予防接種の状況など健康にかかわる必要な情報を保護者から得ています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関しても、職員は知識を得て、決められた手順で午睡時のチェックを実施しています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
--	---

<コメント>
健康診断を0~1歳児は毎月、2~5歳児は2ヶ月に1回行っており、健診結果は子ども一人ひとりのファイルに保管しています。コロナ禍で現在は、0~1歳児は2ヶ月に1回、2~5歳児は不定期実施となっています。特記的な事があれば関係職員に連絡はしますが、健診結果の関係職員への周知は特にルール化されていません。歯科健診については、健診後の結果を全職員に回覧し、全職員で共有しています。保護者にもその内容を伝えており、健診結果によっては、受診を勧めています。今後は、健康診断結果についての職員、保護者への周知徹底と、健診結果を保育計画等に反映させた保育の実施が期待されます。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>
かかりつけ医に保育園で作成している「除去食申請書」「除去食申請に対する主治医意見書」を記載してもらい、健康管理委員会の許可のもと除去食を提供しています。年2回、状況を確認しており、その際も書面で確認しています。毎月の献立は、保護者にも確認をお願いし、署名してもらった上で提供しています。給食室で使用している献立は、除去する項目ごとに色分けされており、調理時にアレルギー食材が混入しないよう注意しています。保育室では、テーブルを別にして座り、誤食が無いよう最大限の注意を払っています。配膳の際は、栄養士が保育室まで食事を運び、口頭と書面でチェックして、誤食がないようにしています。配膳時の食器、お盆、エプロンの色やデザインも他の子どもとは別のものを使用しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>年間食育計画を作成し、計画に基づいてクッキングや栽培などの取組を行っています。月の指導計画でも食育の欄を設け、子どもが成長とともに段階的に食事に対して向き合えるようにしています。また、園独自のキャラクター「ショクイクレンジャー」をつくり、三色食品群や食事バランスガイドについての知識を深められるよう工夫しています。保護者に対しても給食便りを配信し、園と家庭の双方で子どもの食生活に関われるようにしています。幼児クラスではビュッフェ形式を取り入れて、子どもたちが自分の食べられる量を考えながら食べる事で、無理なく完食経験を積み、食に対してポジティブなイメージが持てるようにしています。その他、子どもに人気のある絵本を題材にしたおやつを考案し、月に一度提供しています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>献立作成は栄養士と園長が相談しながら決定しています。無理なく食べられるか、その月ごとの季節感やイメージに合っているか、献立の食材のバランスは良いかなど様々な角度から協議して決定しています。また、体調の優れない子どもには、保護者に確認した上で別メニューを提供するなど臨機応変に対応しています。食前の検食、食後やおやつの喫食簿で、食事の量、形態、味付け、盛り付けなどを栄養士がチェックしています。改善が必要な献立はその都度検討し、次回から改善された食事が提供できるようにしています。また、味と安全が両立できるように心がけています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>ICTシステムの導入を積極的に行うことで保護者と園、双方の連絡や情報共有を、より密接に確認することができ、さらに伝達漏れのリスクも避けることができています。地域的な特徴として外国籍の保護者も多く、翻訳ツールや視覚的に確認できる情報ツールとしてもこのシステムを活用しています。日中の乳幼児の園生活をアプリでリアルタイムに配信し、保護者側はいつでも子どもの様子を確認できるなど、家庭と園の連携を深めた子育て支援を行っています。また、保護者会、保護者役員会や誕生会など、対面的に保護者の理解を得る機会も設けています。コロナ禍であり、中止になった行事もありますが、それに替わる行事や情報提供で子どもの成長を共有できる支援に努めています。園のICT化は保護者から高い評価を得ています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>送迎時には保護者とのコミュニケーションを積極的に図り、クラス担任以外の職員が受けた場合も書面と口頭で確実に情報が伝わる体制ができています。保護者の相談にはいつでも対応しています。相談内容により、担当保育士だけでなく、園長・主任、栄養士などで支援を行い、必要に応じて外部のソーシャルワークやカウンセリングなどの支援も受けています。相談内容は記録し、経過を追いながら対応しています。保護者が安心して子育てできるように園として可能な限りの支援をしていきたいとしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>児童虐待の予防・対応のマニュアルを整備しています。子どもの全体的な視診・着替え時の身体確認により、軽微な傷や不自然な傷、子どもの様子などで気になる場合は必ず保護者に確認し、子どもからのSOSを見逃さない徹底した観察対応を行っています。今年度から児童相談所や川崎区保健所と協議の上、虐待の兆候がある家庭については、保護者の休日に子どもを預かる支援も始めています。職員の虐待等権利侵害に関する基礎知識として「子どもの人権擁護のためのチェックリスト」を定期的実施し、子どもを尊重する保育について自身の保育実践の確認を継続的に行っています。チェックリストの評価・分析から、さらに踏み込んだ研修を年に3回行い、職員一人ひとりの理解と把握に努めていきたいとしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>週案、月案、年4回の年間指導計画の評価・反省を行い、毎月の月齢会議、行事反省会など、保育実践に関する振り返りや改善について職員間で意見交換を行い、自身の保育実践に繋げています。保育内容だけでなく、職員自身の保育技術・保育目標・保育水準などについて自己評価を行っています。また、バディシステムの活用でお互いに学び合い、助け合い、認め合いながら専門性を高めています。年2回、園長・主任との面談で、職員の意向を確かめ、意向に沿える就労環境に配慮しています。職員の自己評価・保護者の思い、監査などによる評価結果全体を分析し、園自体の自己評価を行い、総合的な結果を事業報告・事業計画に明記し、保護者・職員に公表しています。引き続き改善を繰り返しながら保育の専門性を高めていきたいとしています。</p>	